

鳥取県告示第 1051 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
医療法人悠和会 理事長 橋口政弘	鳥取市新 103-10	デイサービスセンター悠	鳥取市大覚寺 77-56	介護予防通所介護	平成 19 年 12 月 5 日